

事務連絡  
令和4年4月1日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

### 旅行業法施行規則の一部改正について

本年2月28日、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(別添参照)が公布されました(施行は、令和5年2月28日)。

本省令では、旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の一部を改正しており、具体的には旅行業務取扱管理者証(第10号様式)及び外務員証(第11号様式)に貼付する写真について、従来の縦3センチメートル×横2.5センチメートルから縦3センチメートル×横2.4センチメートルの自動車運転免許証と同サイズへの変更となりますことを周知いたします。